

セーフティネット保証5号（イ）の認定要件<売上高等の減少関係>

認定申請者の類型		認定要件	認定申請書の区分
単一事業者 (1つの細分類業種(指定業種)に属する事業のみを営んでいることが確認できる者)		企業全体の売上高等について	イ-① イ-④ イ-⑦
兼業者 (2以上の細分類業種に属する事業を営んでいる者)	兼業者要件1 (全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者)	最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少	イ-⑧ イ-⑨
	兼業者要件2 (どの業種が主たる業種(※)であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者)	主たる業種及び企業全体の売上高等の双方について 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少	イ-② イ-⑤ イ-⑩ イ-⑪ イ-⑫
	兼業者要件3 (1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者)	以下の要件のいずれも満たすこと (1) 指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期比で減少 (2) 企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額等の割合が5%以上 (3) 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少	イ-③ イ-⑥ イ-⑬ イ-⑭ イ-⑮

※主たる業種とは、売上高等が最も大きい事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類業種）をいう。

(補足) 兼業者要件3について

主たる業種が非指定業種である場合、主たる業種が指定業種だが兼業者要件2を満たさない場合なども、兼業者要件3を満たせば認定対象です。本要件に基づく申請では、指定業種ごとの売上高等の内訳まで算出できなくても合算値で申請できます。